

＜新型コロナウイルス感染症の発生に伴う母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金の支払猶予等の取扱いについて＞

(1) 各種資金について、貸付けを受けた者が、新型コロナウイルス感染症の影響(※)により、支払期日に償還を行うことが著しく困難になった場合には、償還金の支払いを猶予することができます。この場合、1年以内の償還金の支払い猶予期間を設けることができます。

また、この猶予期間中は、利子が課せられません。(母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第 19 条(第 31 条の7及び第 38 条において準用する場合を含む。))

(2) 子を扶養していない寡婦の所得制限限度額の適用については、新型コロナウイルス感染症の影響(※)により生活の状態が著しく窮迫していると認められる事情にある者に対し、所得制限の適用の対象となりません。(母子及び父子並びに寡婦福祉法第 32 条 第 3 項ただし書き)

(※) 新型コロナウイルス感染症の影響については、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第 19 条第1項第1号に規定する「その他やむを得ない理由」、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 32 条第3項に規定する「政令で定める特別の事情」(施行令第 34 条第 4 項の「その他の理由」とみなすことができます。